

業務制限の範囲について

第2回委員会においては、登録政治資金監査人の業務制限について、以下の流れで検討を進めた。

- ・ 現行制度の確認
- ・ 委員会におけるこれまでの議論の経緯（マニュアル改正及び「取りまとめ」策定時）の確認
- ・ 他法令の例として、政党助成法及び地方自治法における業務制限に係る規定の確認
- ・ 検討の方向性（以下の事例）
 - ①国会議員本人の近親者（兄）である登録政治資金監査人に依頼
 - ②後援会の役員の近親者（息子）である登録政治資金監査人に依頼
 - ③同一の国会議員に係る別の国会議員関係政治団体の代表者である登録政治資金監査人に依頼
 - ④国会議員の確定申告を担当している登録政治資金監査人に依頼
 - ⑤献金をした登録政治資金監査人に依頼
 - ⑥過去一年以内に国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者等であった者に依頼
 - ⑦同一の国会議員関係政治団体の政治資金監査を一定期間以上継続して行った者に依頼

アンケート結果を踏まえた検討の方向性

登録政治資金監査人アンケートの Q13 において、業務制限の範囲について質問しているが、「対象範囲の拡大を検討しても良いと思う」とした回答のうち、その対象について自由記入欄に具体的な回答があった以下の事例について、政党助成法や地方自治法の業務制限を参考にし、政治資金監査における業務制限の範囲を検討していく。

- ①公職選挙法第 180 条の出納責任者
- ②国会議員関係政治団体の会員
- ③国会議員（他の国会議員の関係団体の政治資金監査を行うことを制限）
- ④市議会議員・県議会議員